

住民や水防活動従事者等の安全確保に向け、都道府県の取組を支援
～「高潮特別警戒水位の設定の手引き」をとりまとめました。～

国土交通省は、高潮特別警戒水位を設定しようとする都道府県の取組を支援するため、「高潮特別警戒水位の設定の手引き」をとりまとめました。

今後、高潮特別警戒水位の設定が進むことにより、高潮が予想される状況下における、住民や水防活動従事者等の安全の確保がより図られることが期待されます。

- 水防法に基づき、都道府県知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として指定したものについて、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させることが義務づけられました。
- 都道府県において進められてきた高潮特別警戒水位の検討過程で得られた知見を踏まえて、「高潮特別警戒水位の設定の手引き」(以下、「本手引き」という。)をとりまとめました。
- 本手引きに基づき、住民等の安全の確保を図るための都道府県の取組を支援してまいります。

※ なお、高潮特別警戒水位は災害対策基本法第60条及び「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月10日、内閣府)における警戒レベル5緊急安全確保の判断に資するものです。

<本手引きの主なポイント>

- 水防担当者による高潮特別警戒水位の設定に資するよう、水位設定に至るまでの作業手順を示し、手順ごとに詳細な内容を解説するとともに、先行的に実施している自治体の事例を具体的に紹介しています。

「高潮特別警戒水位の設定の手引き」本文は、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/takashio_keikaisui_manual.pdf

【問い合わせ先】国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

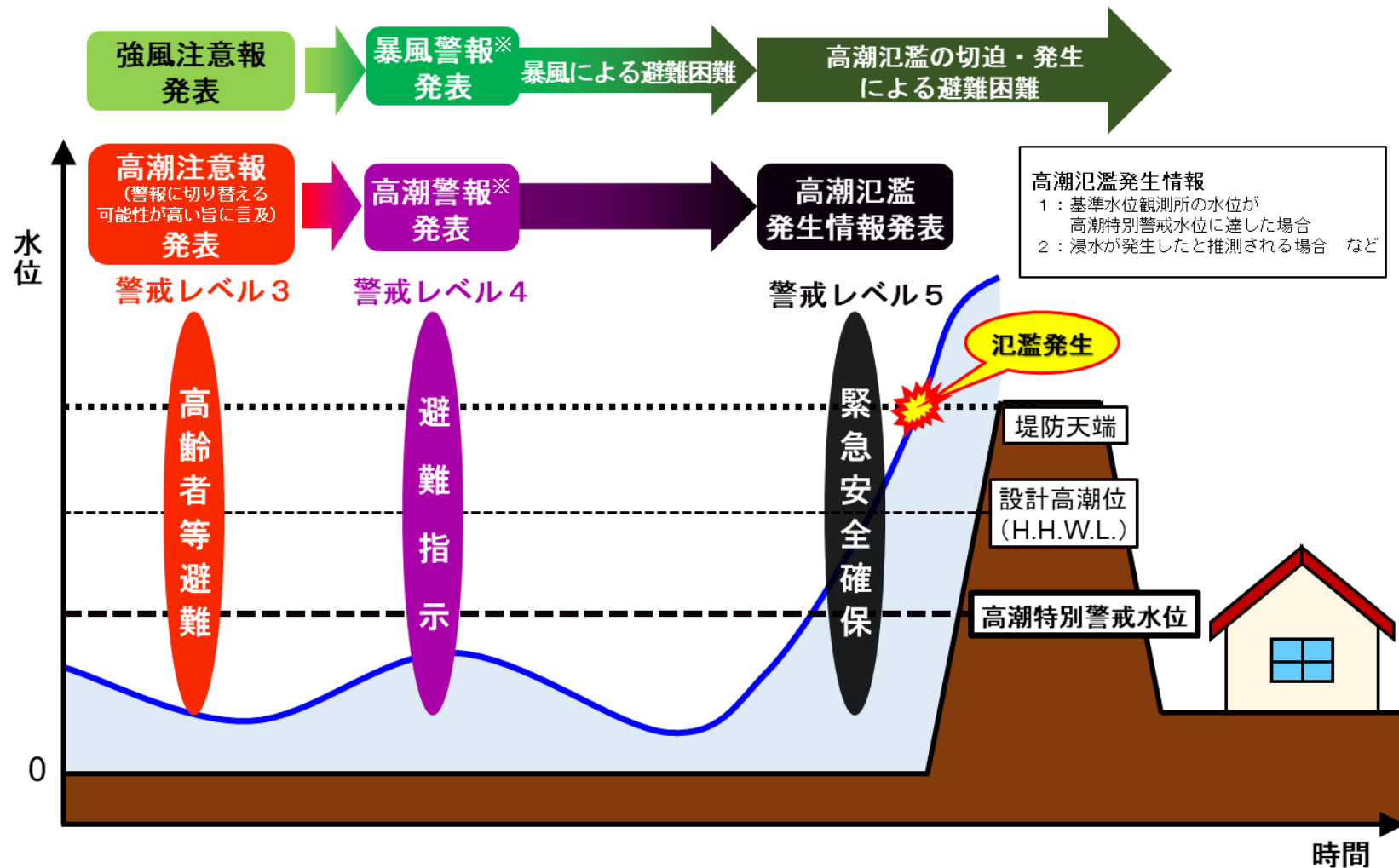
企画専門官 小川 純子 (内線：36322)

海洋開発係長 吉武 竜馬 (内線：36333)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8471 FAX：03-5253-1612

高潮特別警戒水位について

- ▶ 「高潮特別警戒水位」は、水防法に基づき都道府県知事が設定するものです。
- ▶ 高潮特別警戒水位に達した際に、都道府県知事は「高潮氾濫発生情報」を公表します。
- ▶ 高潮氾濫発生情報は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等呼びかける警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料（警戒レベル5相当情報）となります。



※数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により暴風・高潮になると予想される場合には、暴風警報・高潮警報はそれぞれ、暴風特別警報・高潮特別警報として発表される。